

◎新潟県告示第1022号

道路法（昭和27年法律第180号）第19条第1項の規定により、新潟市との境界地の道路の管理の方法及びその管理に関する費用の分担に係る協議の内容を変更する協議が、次のとおり成立した。

令和6年9月10日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後				改 正 前			
(管理者の権限) 第2条 管理者は、協定道路について、 <u>法第27条第5項</u> の規定に基づき、道路法施行令（昭和27年政令第479号）第5条各号に掲げる権限以外の権限を行うものとする。				(管理者の権限) 第2条 管理者は、協定道路について、 <u>法第27条第2項</u> の規定に基づき、道路法施行令（昭和27年政令第479号）第5条各号に掲げる権限以外の権限を行うものとする。			
別表第1				別表第1			
路線名	区 間	延 長	管理者	路線名	区 間	延 長	管理者
(略)				(略)			
県道新津 茨曾根燕 線	無名橋	8.5メー トル	新潟市	県道新津 茨曾根燕 線	無名橋	8.5メー トル	新潟市
(略)				県道水原 亀田線	沢海1号橋	9.5メー トル	新潟県
(略)				(略)			

附 則

この協定は、令和6年9月2日から施行する。